

資料 2

法人募集説明会 質問事項及び回答

件 名	内 容	回 答
敷地について	計画敷地の境界明示は高石市で行うものとして考えてよろしいでしょうか。	境界明示は現在高石市で行っております。その上で、移管法人と土地の無償貸付契約を締結する予定です。(締結予定年月日は平成 22 年 4 月 1 日です)
既存建築物	既存の解体予定保育園舎は 2 階建鉄骨造りで見受けられますが、耐火被膜等にアスベストは含有しておりますでしょうか。	既存の建物は、昭和 43 年築の軽量鉄骨造 2 階建が 1 棟と、昭和 48 年築の軽量鉄骨造平屋建 1 棟の計 2 棟です。H17 年度に実施したアスベスト調査において、含有していないとの結果が出ております。
敷地への進入路について	敷地への進入路が著しく狭いですが、近隣からの要望等は、ないと考えてよろしいでしょうか。	送迎の際、車の使用が多く見受けられますので、募集要項 4 用地及び施設 (2) 施設 ⑤で駐車場及び駐輪場の確保をお願いしております。
用地及び施設	敷地はすでに保育園として使用されていますが、開発協議は必要としています。開発協議に当たり特段の制約は、ないと考えてよろしいでしょうか。	開発協議については、募集要項 4 用地及び施設 (3) その他の①、②、⑤に記載のとおりです。なお、高石市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

<p>保育所の弾力運用の面積について</p>	<p>保育所の弾力運用は保育室内で面積を確保する必要がありますでしょうか？ランチルームなど基準面積に参入していない場所で面積算定してもよいでしょうか。</p>	<p>定員の弾力運用については、保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児発第73号、厚生省児童家庭局長通知）及び保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号、厚生省児童家庭局保育課長通知）により、通知されているとおりです。</p>
<p>地域における子育て支援事業について</p>	<p>壁で区切る必要はありますか。大きな部屋にコーナーとして設けてもよいでしょうか。地域活動事業（フリースペースなど）とはどのような内容を想定していますか。</p>	<p>運営の条件に記載の「専用の部屋」とは、壁で区切られた部屋を想定しております。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年文部科学・厚生労働省告示第1号。以下「運営基準」という。）において、子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等を想定しています。また、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関と連携する等さまざまな地域の人材や社会資源を活かした事業を想定しています。</p>

<p>認定こども園の応募主体（法人）について</p>	<p>学校法人と社会福祉法人が連携して行う、幼保連携型の認定こども園の可否について回答をお願いします。また、可の場合応募申請書の応募者欄にはどのように記載すればよいのでしょうか。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第2項に規定されているとおり、幼保連携施設を構成する幼稚園の設置者と保育所の設置者が異なる場合には、これらの者が共同して行わなければならないとされていることから、連名で応募していただくこととなります。</p>
<p>特殊付帯工事について</p>	<p>「特殊付帯工事」とはどのような工事内容でしょうか。</p>	<p>大阪府に確認したところ、次世代育成支援対策施設整備の特殊付帯工事を指します。具体的には建物に固定して一体的に整備される施設で、水の循環・再利用の整備、生ごみ等処理の整備、ソーラーの整備、資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるものにかかる工事費又は工事請負費が該当します。（平成20年6月12日雇児発第0612004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」参照）</p>
<p>3歳児保育について</p>	<p>子ども園の運営にあたって、合同保育事業が行われることが記載されているが、その場合、3歳児保育（保育に欠けない3歳児対象）事業はどのように運営していけばよいか。</p>	<p>運営基準では、4時間程度の共通利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編成して行うこととなっています。対象は、短時間利用児と長時間利用児共通です。</p>

病児病後児保育・子育て支援事業	病児・病後児保育の専用スペースについて室面積および設備（例：専用便所等）の条件はありますでしょうか。また地域子育て支援事業専用スペースについても条件はありますでしょうか。	室面積の条件はありませんが、事業の実施要件として、医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所が必要です。また、手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施し、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限することが条件です。（平成20年6月9日雇児発第0609001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」参照）地域子育て支援事業については前掲のとおりです。
応募申請書	各証明書（謄本・納税証明）は有効期限（例：6か月以内等）の条件はありますでしょうか。	証明書については、3か月以内のものを提出願います。

※ 申請の際、認定こども園の施設の外観がわかるイメージ図をできるだけ添付してください。

参考資料

- ・ 保育所の入所の円滑化について（平成10年2月13日 児発第73号）
- ・ 保育所の入所の円滑化について（平成10年2月13日 児福第3号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（抄）

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抄）
- ・次世代育成支援対策施設整備における特殊附帯工事の取扱いについて（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）
- ・保育対策等促進事業の実施について（平成 20 年 6 月 9 日 雇児発 0609001 号）